

さがすき推進事業（日めくりカレンダー作成及び普及）業務委託 仕様書

1 委託業務名

さがすき推進事業（日めくりカレンダー作成及び普及）業務

2 事業の目的

若い世代の多くが佐賀県の素晴らしさを語れないことは、県の認知度を上げる機会を逃すことになるとともに、若い世代の佐賀への愛着や誇りが薄れていく原因にもなる。

県民(特に中学生・高校生など若い世代)に佐賀県の素晴らしさを再認識してもらい、佐賀県に対する愛着や誇りにつなげ、佐賀県の素晴らしさを語れるようにするため、歴史・文化・伝統、特色ある食、豊かな自然など佐賀県の「本物」の地域資源が持つ素晴らしさを伝える話題性のある日めくりカレンダーを作成し、更にカレンダーを活用した広報を実施することで県内外の多くの方に広める。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

4 委託上限額

金10,357千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額とする。

5 業務内容

歴史・文化・伝統、特色ある食、豊かな自然など佐賀県の「本物」の地域資源が持つ素晴らしさを若い人（特に中高生）に伝える日めくりカレンダーを制作し、広く周知する。

なお、日めくりカレンダーの規格等については以下のとおりとする。

<委託内容>

○カレンダー作成

(1) 日めくりカレンダーの企画構成（令和8年1月1日～令和8年12月31日）

【掲載必須のコンテンツ】

① 「今日は何の日」：その日に起こった佐賀に関する出来事を毎日（365日分）掲載

② 「県民クイズ」：佐賀県に関するクイズを最低150日分掲載

③ 「県民から募集したイラスト」：県民から募集したイラストを最低150日分掲載

④ 「佐賀の素晴らしさを伝える新規コンテンツ」：365日のうち、②を掲載するページを除いたページに佐賀の素晴らしさを伝えるためのその他コンテンツを掲載

(2) 「今日は何の日」に、令和6年6月以降にあった佐賀に関する出来事の情報収集と提案
[※最低12日分]

(3) 「県民クイズ」に掲載する最低150日分の項目の情報収集とコピー作成。
項目については、県民から募集したクイズも含むこと。

(4) 県民みんなで作るカレンダーという機運を醸成するため、県民から募集したイラストの編集及びレイアウト

※県民クイズ及びイラストの募集チラシ作成を含むが、募集は県で実施

- (5) 「佐賀の素晴らしさを伝える新規コンテンツ」として掲載する内容の企画・提案
- (6) 資料収集、必要に応じた取材及び関係機関との打合せ
- (7) カレンダーのデザイン
- (8) 印刷、製本
- (9) 県内中学校、高等学校、特別支援学校、高等専修学校及び県内市役所、町役場等への発送

[※11月末日までに到着すること。発送先については別紙①のとおり]

※カレンダーの掲載項目、デザイン及びレイアウトの決定にあたっては県と協議すること

○カレンダーを用いた佐賀の地域資源の素晴らしさの普及・広報

県民(特に中学生・高校生など若い世代)に佐賀県の素晴らしさを再認識してもらうための、
カレンダーを用いた地域資源の素晴らしさの普及・広報の企画及び実施

※受託業者がカレンダーを用いた佐賀県の地域資源の素晴らしさの普及・広報の手段として
カレンダーの販売を行う場合、受託者は県の承諾を受け、本業務で制作したカレンダーの
デザインを利用することができる

※この場合、販売に係る費用は、この契約にかかわらず、受託業者の負担とする

<日めくりカレンダー規格等>

- (1) サ イ ズ コミックサイズ(高さ185mm×幅120mm)
- (2) ペ ー ジ 数 表紙+365ページ以上
- (3) 色 特色を含む3色(原則)
ただし、日めくりカレンダーをよりよいものにするための新たな提案についても可能とする。
- (4) 部 数 県への納品部数: 3,200部
- (5) 紙 質 純白ロール(30g/m²)(原則)
ただし、日めくりカレンダーをよりよいものにするための新たな提案についても可能とする。
- (6) 構 成 ①原則として、「佐賀日めくりカレンダー2025」と以下のとおり同じ構成にすること。
ただし、日めくりカレンダーをよりよいものとするための新たな構成の提案についても可能とする。
 - ・カレンダー上部の左側「年・月」、中央「日」、右側「曜日・今日は何の日」については同じレイアウトとすること。
 - ・カレンダー上部「年・月」、中央「日」、右側「曜日・今日は何の日」、「県民クイズ」、イラスト掲載ページに記載する「タイトル・氏名又はペンネーム」に使用するフォント及びフォントサイズについては別紙②に合わせたものとする。②その日に起こった佐賀に関する出来事は、毎日(365日)掲載し、令和6年6月以降にあった出来事を更新すること。
③佐賀県に関するクイズを最低150日分掲載すること。
④県民から募集したイラストは最低150日分掲載すること。
イラストは、レイアウトに応じたデータ処理を施すこと。
⑤365日のうち、③の掲載ページ以外には佐賀の素晴らしさを伝えるための

その他コンテンツを掲載すること。

- ⑥コンテンツごとに一目で記載内容が伝わるようなアイキャッチの作成及び若い人（特に中高生）が理解しやすいコピー内容の作成を行うこと。

- (7) 製 本 ①製本方法は、天糊+金具背面からのホッチキス止めとすること。
※カレンダーの後半部分までちぎりやすく、金具部分に紙残りが無い仕様にする事。
②壁掛け及び卓上が可能であること。
③日毎に切り取り（破り捨て）ができること。
ただし、①～③を原則とするが、日めくりカレンダーをよりよいものにするための新たな提案についても可能とする。
- (8) 内 容 連綿と続く歴史・文化・伝統、特色ある食、豊かな自然など佐賀県の「本物」の地域資源が持つ素晴らしさが、若い人（特に中高生）にわかりやすく伝わる内容とすること。
- (9) 納品期限 令和7年10月17日(金)17時00分まで
(仕様書5業務内容<委託内容>カレンダー作成(9)で発送した分を除く)

<日めくりカレンダー作成や普及・広報にあたっての留意点>

- (1) 大人の利用も想定するが、中学生や高校生など若い世代が興味を持ち、子供達同士で佐賀の素晴らしさについて話をするきっかけとし、佐賀の素晴らしさに気付くような内容とすること
- (2) 印刷不良等トラブルが発生した場合には、早急にさが創生推進課に報告を行い、対応を行うこと

6 成果品

- (1) カレンダー 県への納品分3,200部
(仕様書5業務内容<委託内容>カレンダー作成(9)で発送した分を除く)
- (2) 業務報告書 2部
(記載内容)業務の目的、製作部数、製作物の規格、配布先一覧、その他県が求める資料

7 留意事項

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権、所有権等、その他の一切の権利は佐賀県に帰属するものとする。なお、佐賀県が権利の使用を認めた場合は、誰もが権利を使用できるものとする。
- (3) 成果物は、佐賀県が自由に二次使用できるものとする。
- (4) 本事業において、第三者（本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (5) 受託業務の完了後、業務報告書、請求書等の関係書類を提出すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、さが創生推進課と協議の上、決定する。
- (7) 県がこれまで収集している佐賀県の素晴らしさに関する情報は提供する。
ただし、著作権所有権の関係によりそのまま使用することは難しいことを申し添える。

8 連絡先

佐賀県地域交流部さが創生推進課 担当：古川、宮崎

電話：0952-25-7505、FAX：0952-25-7423

E-mail：sagasousei@pref.saga.lg.jp